JAB RL380:2020 (第3版ドラフト) に対するコメント

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメ ント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
1	清水滋	付属書3	1項の	G	水晶体の測定部位は、"眼の近	水晶体測定線量計の着用部位	Δ
			表 3.1		傍"が主で、防護眼鏡を装着	の記載は、"眼の近傍(防護眼	ことさらに「頭部」を主体に表記する必要は
					した場合は防護眼鏡の内側に	鏡時は内側)"に変更	無く、「眼の近傍」とだけ表記する。
					装着することが趣意である。		
					部位の表現として、頭部を主		
					に示すことは良くない。		
2	清水滋	付属書3	3 項の	Е	表 3.3 の欄外に追記された、4)	表 3.3 の追加分類 "体幹部均等被	0
			表 3.3		水晶体の文書について、その適	<u>ばく+水晶体被ばく"に"4)"</u> を追加	適用先に引用番号のつけ忘れがあったため追記
					用先が不明である。		
3	清水滋	付属書3	4 項の	E	文中"4.1項~4.4項"は、算定	"4.1 項~ <u>4.8 項</u> " へ修正	0
			1行目		方法の追加により間違い。		誤植のため修正
4	鈴木英伸	1.		G	(個人線量当量の測定結果に	放射線測定器を基本部位に装	×
		適用範			基づいて実効線量及び/又は	着するのは、当該部位にうけた	本認定では、個人線量の測定は必須となるが、実
		囲、			等価線量の算定を行う機関を	1 cm 線量当量 及び 70 μ m 線量	効線量および/または等価線量の算定を認定の
					含む) について	当量から、実効線量、眼の水晶	であるため、原案のままとする。
		他に			外部被ばくによる線量の測定	体の等価線量及び皮膚の等価	
		3.1 線量			は、1cm 線量当量、3mm	線量を算定するためなので「/	
		測定機			線量当量及び 70 μ m 線量当量	又は」を削除し、「線量測定機	
		関、			のうち、実効線量及び等価線	関が測定結果を用いて実効線	
		`			量の別に応じてである。	量、目の水晶体の等価線量及び	

							JAB AF73 REV.2
No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメ ント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
		7.2.1.1			放射線測定器を基本部位に装	皮膚の等価線量の算定を行	
		(2)			着するのは、当該部位にうけ	う・・・」とする。	
					た1cm 線量当量 及び 70μm		
					線量当量から、実効線量、眼		
					の水晶体の等価線量及び皮膚		
					の等価線量を算定するためで		
					ある。		
5	鈴木英伸	1.			一個人線量当量 Hp(10) (体	一個人線量当量 Hp(10) (体幹	×
		適用範			幹部の線量計測)	部の線量計測)	
		囲			一個人線量当量 Hp(0.07)	一個人線量当量 Hp(0.07) (体	J I S Z 4345では、Hp(0.07)を「体幹部 又は末端部の線量計測」と規定している。JAB
					(体幹部の皮膚又は末端部の	幹部の皮膚又は末端部の線量	分科会にて体感部を「体幹部の皮膚」と書き直し
					線量計測)	計測)	たが、「又は」の使い方は、JIS 規格と同じであ
					ー個人線量当量 Hp(3) (眼の	この又はという書きぶりが付	り 、問題なしと考える。
					水晶体の線量計測)	属書3の計算式に整合するか	
					について	どうかです。次でよいと思いま	
					又はではいずれか一方と解さ	す。	
					れるのではありませんか		
					前記から次に書き換えるとよ	—1cm 線量当量(Hp(10))、	
					いと思います。	— <u>3mm 線量当量(Hp(3))</u> 、	
					—1cm 線量当量 Hp(10)、	-70 μ m 線量当量(Hp((0.07))	
					—3mm 線量当量 Hp(3)、	或は、	
					—70μm線量当量 Hp(0.07)	――センチメートル線量当量	
						(Hp(10))	

	1						JAB AF73 REV.2
No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメ ント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
6	鈴木英伸	附属書 3 1 項表 3.1	欄	E	線量計の種類の欄 ・体幹部測定用基本線量計 ・体幹部測定用補助線量計 線量計の区分 D2 は補助線量 計ではないと思います。 基本部位以外の体幹部用線量 計がよいと思います。 付属書1の M33.1.(線量計種類)は 体幹部用線量計(基本部位) 体幹部用線量計(基本部位以 外)となっています。	-三ミリメートル線量当量 (Hp(3)) -70マイクロメートル線量 当量 (Hp(0.07)) 線量計の種類は M33.1.(線量計 種類)と整合するようにするの がよいと思います。 ・基本部位線量計 ・末端部用線量計 ・木端部用線量計	○ コメントに従い、表 3.1 の用語を附属書 1 の用語表に統一する。 体幹部用線量計(基本部位) 体幹部用線量計(基本部位以外) 末端部用線量計 水晶体用線量計
7	鈴木英伸	附属書 3 1項 表 3.1	第2欄	Е	基本部位(胸部又は腹部)について 外部被ばくによる線量の測定は、頭頚部、上腕部・胸部、腹部・大腿部(3区分)の部位に放射線測定器を装着させて	基本部位(胸部又は腹部)についてを「胸部(妊娠可能な女性にあっては腹部)、遮へい防護衣の内側の場合も同じ。」	× 適切な部位への線量計の装着については、(RI 規制法等の許可)事業者に責があり、また、現表 記(胸部又は腹部)で線量計の種類毎の適切な着 用部位を明確に表現しているため、変更は不要と する。

							JABAF73 REV.2
No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメ ント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
					行わなければならない。	基本部位以外(頭部又は頸部)	
					頭・頚(けい)部、胸・上腕部及	を「遮蔽防護衣の外側(胸部)、	
					び腹・大腿(たい)部のうち、最	或いは頭頸部」	
					も多く放射線にさらされるお		
					それのある部位(これらの部位		
					のうち最も多く放射線にさら		
					されるおそれのある部位が男	表 3.1 に脚注を設け、妊娠可能	
					性又は妊娠する可能性がない	な女性の装着部位を明確にす	
					と診断された女性にあっては	る (
					胸部・上腕部、その他の女性	例えば、電離則第8条の第3項	
					にあっては腹・大腿(たい)部で	のーと二)	
					ある場合を除く。)		
					なので、装着部位(着用部位)		
					は男性又は妊娠する可能性が		
					ないと診断された女性にあっ		
					ては胸部、その他の女性にあ		
					っては腹部」。		
					(電離則第8条第3項、医療		
					法施行規則第三十条の十八)		
8	鈴木英伸	3		Е	「+水晶体被ばく」	+水晶体被ばく4)	0
		表 3.3			4)を入れて「+水晶体被ばく		コメント2参照
					⁴⁾ 」とする。		
9	鈴木英伸	3.		Е	1) 体幹部均等被ばくとは、実	1)・・・体幹部(頭部、頸部、	1)()
		表 3.3 の			効線量の算定基準となる体幹	胸部、上腕部、腹部、大腿部)	提案通り、「体幹部(頭部・頚部、胸部・上腕部、

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメ ント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
		脚注 1) と 2)			部(頭部、頸部、上腕部、胸部、腹部、大腿部)の被ばく量が等しいと見なせる被ばく状況をいう」について線量の測定部位は頭頚部、上腕部・胸部、腹部・大腿部の3区分で扱われている。 2) 体幹部不均等被ばくとは、線量計の基本着用部位(胸部又は腹部)に比べて、他の体幹部が多く被ばくすると見なせる被ばく状況をいう。について不均等被ばくを理解しやすくする。	の線量測定部位として扱いを 頭頸部、胸部・上腕部、腹部・ 大腿部の3区分とし、3区分の 被ばく量が等しいと見なせる 被ばく状況をいう。 2) 体幹部不均等被ば、という。 はなを着用した場合、 頭・上腕部とが腹・大腸部に大腸部に大腸部に大腸部に大腸部に大腸部に大腸部に大腸が変がある。 腹・大腿部になりの場合、 腹・大腿部にない頭・翼部がより、 に放射線が、 ではくとなるでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	腹部・大腿部)」に変更する。 2)× このコメントはあくまでも不均等被ばく状況の一例を示したものであり、それ以外の不均等被ばく状況を 十分に説明できていると考えるので、2)の変更は 不要とする。
10		附属書 3 4 項.		E	・・・4.1 項~4.4 項の算定方 法に従って算定する。 について 4.4 項を 4.8 項に修正。 「算定方法に従って算定す	4.1 項~4.8 項の計算による方 法に従って算定する。 或は、 4.1 項~4.8 項の計算式に従っ	○ コメント3参照

							JABAF 13 KEV.2
No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメ ント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
					る。」を「計算式による方法に	と記述すると読みやすくなる	
					従って算定する。」と書き代え	と思います。	
					る。		
11	鈴木英伸	附属書 3	4.2	Т	$H_E = (0.08 + 0.03) \times Hp(10)2p +$	計算式は体幹部(頭部、頸部、胸	×
		の 4.2 項	(a)	&	$(0.44 + 0.45) \times \text{Hp}(10)1\text{p}$	部、上腕部、腹部及び大腿部)を	7.2.1.1(2)に記載のとおり、実効線量の算定方法
			と	Q	$(H_E = 0.11 \times Hp(10)2p + 0.89 \times$	覆う防護衣の場合に適用する計算	は「被ばく線量の測定・評価マニュアル」に沿っ
		4.4 項	4.4		Hp(10)1p)という計算式につい	式である。	た方法を文書化することが求められている。
		4.6 項	(a)		て		(「被ばく線量の測定・評価マニュアル」には、
		4.8 項	と		鉛エプロンを着用し、頭頸部	・胸部と上腕部,腹部と大腿部が	頭部・頚部を除いた体幹部を覆う白衣型防護衣を
			4.6		と胸部とに着けた2つの個人線	覆われている遮へい用防護衣を着	着用した場合の実効線量の評価の一例として、
			(a)		量計から評価する場合に適用で	用した場合の計算式(防護されな	E=0.08·Ha+0.44·Hb+0.45·Hc+0.03·Hm ガ示
			と		きる式(科学技術庁原子力安全	い頭・頸部が最大被ばく)という説	されている。)
			4.8		局放射線安全課長通知(平成1	明文をいれる。	また、附属書 3 はあくまでも算定方法の「例」
			(a)		2年10月23日)の別紙3)	(0.08+0.03), (0.44+0.45)	である。(7.2.2.1(2):「…実効線量及び等価線量
			の式		が使われている。	いう	の算定方法の例を附属書3に示す。」)
					基発第 254 号(平成 1 3 年 3	係数ついては、0.11、0.89として次	コメントのように被ばく状況によっては、上記算
					月30日)には、 胸・上腕部及び	の式にする。	定式以外の算定方法もあり得るが、その算定方法
					腹・大腿部を覆う防護衣を着用	$H_E = 0.11 Hp(10) 2p +$	を認定の範囲に含める (含めたい) 場合には、当
					した場合は、頭・頸部及び胸・	0.89Hp(10)1pこの計算式に、	該算定方法を文書化して審査を受ければよく、
					上腕部(女性(妊娠する可能性	「胸部と上腕部,腹部と大腿部が	RL380 にすべての算定式を記述する必要はな
					がないと診断された者を除く。)	覆われている遮へい用防護衣(鉛	٧٠°
					の場合、腹・大腿部)に放射線	エプロン)を着用した場合の計算	
					測定器を装着し、Hb = Hc	式(防護されない頭・頸部が最大	
					(防護衣の中は均等被ばく)、H	被ばく)」と脚注を入れる。	
					a =Hm (防護されない頭・		
					頸部が最大被ばく)となるので、	胸部と上腕部, 腹部と大腿部が	
					次の計算式となること。	覆われている遮へい用防護衣(鉛	
					$H_{EE} = 0.11 H a + 0.89 H b$	エプロン)を着用した場合の計算式	

								ЭΛ	BAF73 REV.2
No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメ ント 区分	コメント内容	提案	(凡例	事務局対応案 △:修正等、	×:不採用)
						(防護されない頭・頸部が最大被ば			
					上記の通り、遮へい用防護衣で	く)は、上腕部が遮へいされていな			
					遮へいされる部位の範囲は鉛エ	いエプロンを使用した場合、法の			
					プロン (遮蔽用防護衣) が胸部、	支配の尊重という原則からの逸脱			
					上腕部、腹部、大腿部を遮蔽し	があるとみなされるおそれが考えら			
					ていることが必要です。しかし、	れます。			
					エプロンタイプは上腕部を遮蔽	(本指針付属書3の実効線量を			
					できていないのが過半なのでは	算定するための計算式が、法制度			
					ないでしょうか、もしそうであ	の規定を満たしていない(上腕部			
					れば計算式に次の対応(見直し)	が遮へい防護衣で覆われているの			
					が必要になるものと考えます。	か、いないのか(大腿部も同じ)))。			
					・遮へい用防護衣で遮へいされ	これらについて、法の支配の尊			
					る部位の範囲が指針(外部被ば	重という原則に基づいた対応方、よ			
					く及び内部被ばくの評価法に係	ろしくお願いいたします。			
					る技術的指針)で定める範囲よ				
					り狭い場合について、				
					基発 0 8 2 6 第 1 号(平成 27 年				
					8月26日)が発せられていま				
					す。この文書には次の記述があ				
					る。				
					遮へい用防護衣を着用すること				
					により、不均等被ばくが生じて				
					いる場合のガンマ線による被ば				
					くの評価については、「外部被ば				
					く及び内部被ばくの評価法に係				
					る技術的指針」(平成 11 年4月				
					放射線審議会基本部会)に定め				
					る計算式により実効線量を算出				

No.	コメント 提出者	条項 No.	行 No.	コメント	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案
- 101	(敬称略)	21020	10 = 101	区分	3 7 1 7 2	30010	(凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
					すること。		
					・遮へい用防護衣で遮へいされ		
					る部位の範囲が同指針で定める		
					範囲より狭い場合は、より適切		
					な評価のため、同指針別添4に		
					掲げられている部位別加重係数		
					の表に基づき、遮へいされる部		
					位の範囲に応じた計算式を設定		
					し、それを用いて実効線量を算		
					出すること。		
					この基発 0826 第1 号を受け		
					て、次のような計算式の運用が		
					あるようです。		
					・遮へい用防護衣で上腕部が覆		
					われていない場合の計算式の		
					例、		
					$H_E = 0.116 \cdot H_a + 0.884 \cdot H_b$		
					・遮へい用防護衣で上腕部、大		
					腿部が覆われていない場合の計		
					算式の例、		
					$H_E = 0.136 \cdot Ha + 0.864 \cdot Hb$		
					・遮へい用防護衣で上腕部、腹		
					部、及び大腿部が覆われていな		
					い場合の計算式の例		
					$H_E = 0.566 \cdot Ha + 0.434 \cdot Hb$		
12	鈴木英伸	付属書3	4.3(b)	E	又はH _{TS} = {[Hp(0.07)1p +	D3 線量計を常時着用する場合は	×
			と		Hp(0.07)1b] ≥ [Hp(0.07)3p +	$H_{TS} = \{[Hp(0.07)1p +$	初版及びver.2でも原案の式の表現で特に問題が
			4.4(b)		Hp(0.07)3b]の最大値}	Hp(0.07)1b]≥[Hp(0.07)3p +	なかったため原案のままとする。

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメ ント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
			と		+ Hp(10)1n (D3 線量計を常時	Hp(0.07)3b]の最大値}+	
			4.7(b)		着用する場合)	Hp(10)1n	
			ک		の書きぶりについて	或は、	
			4.8(b)		+ Hp(10)ın (D3 線量計を常時	+ Hp(10) _{1n} ·····(D3 線量計を	
			の式		着用する場合)	常時着用する場合)として、式全体	
					この式では Hp(10)1n にかかる	に及ぶような書きぶりにする。	
					と解されると思います。		
13	鈴木英伸	⇒別紙に訂	己載				